平成 23 年度　事務事業事後評価調書（平成　22　年度事業）

整理番号	5 ― 18

1　事務事業の表示

※ ■ ： 該当

事務事業名	老人福祉施設措置費					
評価者	担当課名	保健福祉課		担当係名	社会福祉係	
	管理職	職名	課長	作成者	職名	係長
		氏名	淡 路 至 尊		氏名	渡 部 憲 一
事業の概要	生活環境の理由や経済的な事情によって、居宅で養護を受けることが難しい６５歳以上の自立した方を、養護老人ホームへ入所させるための必要な措置を町が行う。					

全体計画	/単年度繰返
（平成 20 年度～ 24 年度）	

事業費		
国・道支出金		千円
地方債		千円
その他	29,455	千円
一般財源	75,295	千円
事業費計	104,750	千円

実施方法	■ 直営	民間委託	その他（　　）

第５期総合計画（前期）	■ 登載事業	非登載事業	優先度	B

事業の位置付け		
政策目標	2	ぬくもり・雄武～保健・医療・福祉の充実～
基本施策	7	高齢者支援の充実
単位施策	2	生活支援の充実
事務事業の種類	自治事務	■ 法定受託事務
その他計画・根拠等	老人福祉法、老人福祉施設入所等措置事務取扱要綱	

事業費 実施年度	20年度（実績）	21年度（実績）	22年度(実績)	23年度(見込)	24年度(計画)
国・道支出金	千円	千円	千円	千円	千円
地方債	千円	千円	千円	千円	千円
その他財源	6,110 千円	5,914 千円	5,449 千円	5,031 千円	6,072 千円
雄武町負担額（一般財源）	14,276 千円	15,301 千円	14,195 千円	13,969 千円	15,232 千円
合計	20,386 千円	21,215 千円	19,644 千円	19,000 千円	21,304 千円

2　事務事業の目的・内容（Plan・Do）

【誰、何が（対象）】	在宅生活が困難な高齢者等
【抱える課題やニーズは】	高齢者が健康で生きがいのある生活が送れるよう、各種高齢者福祉サービスの充実など総合的な支援が求められてきている。
【どのような状態になることを目指したのか（意図）】	生活環境や経済的事情を理由に居宅で養護を受けることが難しい高齢者が安心して暮らせる環境づくりを目指した。
【その結果、どのような成果を実現したいか】※成果＝目的	施設に入所することで、心身の健康の保持と生活の安定に繋がり、地域福祉の充実が図られる。

望ましい指標（目的達成状況を最も端的に表す理論上の成果指標）

措置費給付の継続

指標（指標計算式／解説）	目標値及び実績値	
① 措置人数	目標年度	22年度
	目標値	10 名
	実績値	10 名
	達成度	100.0 %
②	目標年度	
	目標値	
	実績値	
	達成度	%

内容（どのような手段で何を行ったか）	
①措置の決定	相談者の申し出に基づき、調査を行い、措置の決定を行う。
②措置費の支出	措置依頼している施設に対し、措置費を支出する。

3　事務事業の評価（Check）

（1）事務事業の必要性（町民ニーズ・社会情勢に照らして妥当か、町が担う必要があるか。当該事務事業を実施しない場合の支障、既存事務事業との機能重複や見直しによる対応可能性）

必要 必要／概ね必要／課題あり	□義務的なもの □全部 □一部	高齢者とその家族との調和を欠く家庭において、65歳以上であり、居宅で養護を受けることが難しい方にとって、養護老人ホーム等への措置入所は欠くことができないものであり、当該事業を実施しない場合、措置を必要とする方へ影響を及ぼす。

(2)事務事業の有効性（期待する効果が得られたか）

有効 有効／概ね有効／課題あり	設定した目標値の達成状況 ■達成 □ほぼ達成 □下回る	当該事業を実施することで、措置を必要としている方が安定して生活を送ることができた。

(3)事務事業の効率性（コストに見合った効果が得られたか、計画上のコストを下げる工夫をしたか）

効率的 効率的／概ね効率的／課題あり	判断の理由 □事業費抑制 □人員削減 □時間短縮・作業軽減 ■その他	事業費等支弁額は決定しているが、事務処理の工夫をしながら経費節減に努めていく。

(4)事務事業の公平性

公平 公平／概ね公平／公平でない	判断の理由 ■受益者負担がある □受益者負担がない □受益が一部に偏る □その他	老人福祉法による老人福祉推進事業であり、要件を満たせば対象となりえる。

4　総合評価【A～D】

A：計画通り事業が進んでいる。目標が達成された。今後も計画通り事業を進めることが適当　等
B：ほぼ計画通りに進んでいるが目標に達成していない。事業の進め方に改善が必要　等
C：当初の計画を達成できていない。事業規模、内容、実施主体等の見直しが必要　等
D：事業効果が表れていない。事業の統合、休・廃止の検討が必要　等

自己評価（一次評価）	評価会議評価（二次評価）	町長評価（三次評価）
A		
居宅で養護を受けることが難しい方にとって、措置入所は必要不可欠であり、町が介入して現状を維持することは町民の生活と福祉の向上が図られるため適当と判断する。		

今後の展開方向
（Action）

継続／現状維持		
心身の健康の保持と生活の安定を担っており高齢者の福祉を増進するため、引き続き実施すべき事業であり、老人福祉法においても、老人福祉推進の責務が明記されていることから、当分は現状維持が適当である。		

＊展開方向の区分
○ 継続／現状維持又は拡充又は縮小又は統合又は内容の見直し・変更　○ 終了　○ 休止　○ 廃止

5　その他特記事項（アンケート調査など外部評価を受けた場合は、その旨記入）